

# 大桑小学校いじめ防止基本方針

## いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、決して許されない行為であり、いじめの根絶は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

しかし、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。さらには、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童さえいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童たちが意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

令和 6 年度

日光市立大桑小学校

## 目 次

### I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 学校の方針
- 2 いじめの定義
  - (1) いじめの構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) いじめの動機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (3) 具体的ないじめの態様・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 いじめに対する基本的な考え・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 教職員の姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### II 組織・体制

- 1 校内組織
  - (1) 児童に関する情報共有・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (2) 児童を語る会・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (3) いじめ防止対策委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (4) 家庭や地域、関係機関と連携した組織(緊急児童指導委員会)・・・・・・・・ 5
- 2 年間指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7
- 3 指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (1) 日常指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (2) 緊急時の指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### III いじめの予防等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 いじめに対する早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 いじめへの対応
  - (1) いじめられている児童への対応・・・・・・・・ 12
  - (2) いじめている児童への対応・・・・・・・・ 12
  - (3) いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 関係集団への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 保護者への対応
  - (1) いじめられている児童の保護者に対して・・・・・・・・ 12
  - (2) いじめている児童の保護者に対して・・・・・・・・ 13
  - (3) 保護者同士が対立する場合等の対応・・・・・・・・ 13
- 7 関係機関との連携
  - (1) 教育委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (2) 警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (3) 福祉関係との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (4) 医療機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 8 ネットいじめの対応
  - (1) ネットいじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (2) ネットいじめの予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～14
  - (3) ネットいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

#### IV 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが  
あると認められた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合・・ 15
- 2 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 関係機関との連携
  - (1) 地域・家庭との連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (2) 関係機関との連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 学校の方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

本校では、「安全・安心な学校」を目指す学校像とし、全ての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように努め、それには、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進していかなければならない。

そのためには、本校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

そして、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を策定した。

### 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめとは、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、いじめは以下の3つの要素を含んでおり、加害児童の意図を問わず、被害児童の感じる被害性に着目している。

- ① 行為をした者（A）と行為の対象者になった者（B）の間に一定の人間関係が存在すること
- ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

そのため、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周囲の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

#### （1）いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童」「いじめる児童」だけでなく「観衆」・「傍観者」などの周囲の児童がいる場合が多い。周囲の児童の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

## (2) いじめの動機

◇いじめの動機には、次のものが考えられる。

- ・相手をねたみ、ひきずり下ろそうとする（嫉）
- ・相手を思いどおりに支配しようとする（支配犯）
- ・遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする（愉快犯）
- ・感覚的に相手を遠ざけたい（嫌悪感）
- ・相手の言動に対して反発・報復したい（反発・報復）
- ・いらいらを晴らしたい（欲求不満）

## (3) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい ・悪口や脅し文句 ・嫌なことを言われる ・落書き
- ・物壊し ・集団での無視 ・陰口 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られりする
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる ・命令 ・脅かし ・性的辱め ・メール等による誹謗中傷 ・授業中のからかい ・仲間はずれ ・暴力 ・たかり（金品をせびる） ・使い走り

## 3 いじめに対する基本的な考え

いじめの問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 4 教職員の姿勢

- ・授業や行事等で、どの児童も自己存在感や充実感が感じられる落ち着ける場所（居場所づくり）をつくりだすようにする。
- ・日々の授業や行事等で、全ての児童が活躍できる場面や機会を設定し、児童に自己実現の喜びを味わわせ、居がいのある学級づくりを行う。
- ・日頃より教師と児童間、児童同士間の良好な関係づくりに努め、相互が「共感的な人間関係」を育てていく。
- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許さない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。

## II 組織・体制

### 1 校内組織

#### (1) 児童に関する情報共有

全職員

毎週金曜日児童に関する情報共有を行う。配慮を要する児童、問題行動等についての現状や指導に関する情報の交換、及び今後の対応等について話し合いを行う。

#### (2) 児童を語る会

全職員

4月、2月に児童を語る会を行う。配慮を要する児童、問題行動等についての現状や指導に関する情報の交換、及び今後の対応等について話し合いを行う。

#### (3) いじめ防止対策委員会

【現職教育等】全職員、SC、その他必要に応じて関係機関職員（SSWなど）

【緊急時】校長、教頭、教務主任、児童指導主任、担任、養護教諭、教育相談担当  
SC、その他必要に応じて関係機関職員（SSWなど）  
→ 全職員への周知

※SC・・・スクールカウンセラー SSW・・・スクールソーシャルワーカー  
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

#### ◇取り組み状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は、年2回の会議（年間指導計画参照）を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

#### ◇いじめ事案の対応・方針決定

- ・事案への対応について協議し、学校としての方針を決定する。
- ・いじめの情報を得たその日のうちに対応することを原則とする。
- ・委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知する。

#### (4) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（緊急児童指導委員会）

校長、教頭、児童指導主任、担任、PTA会長、日光市教委、今市警察署、主任児童委員、関係機関（SSWなど）、民生・児童委員

緊急な児童指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急児童指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。児童指導主任は全職員への状況の周知を行う。

2 年間指導計画

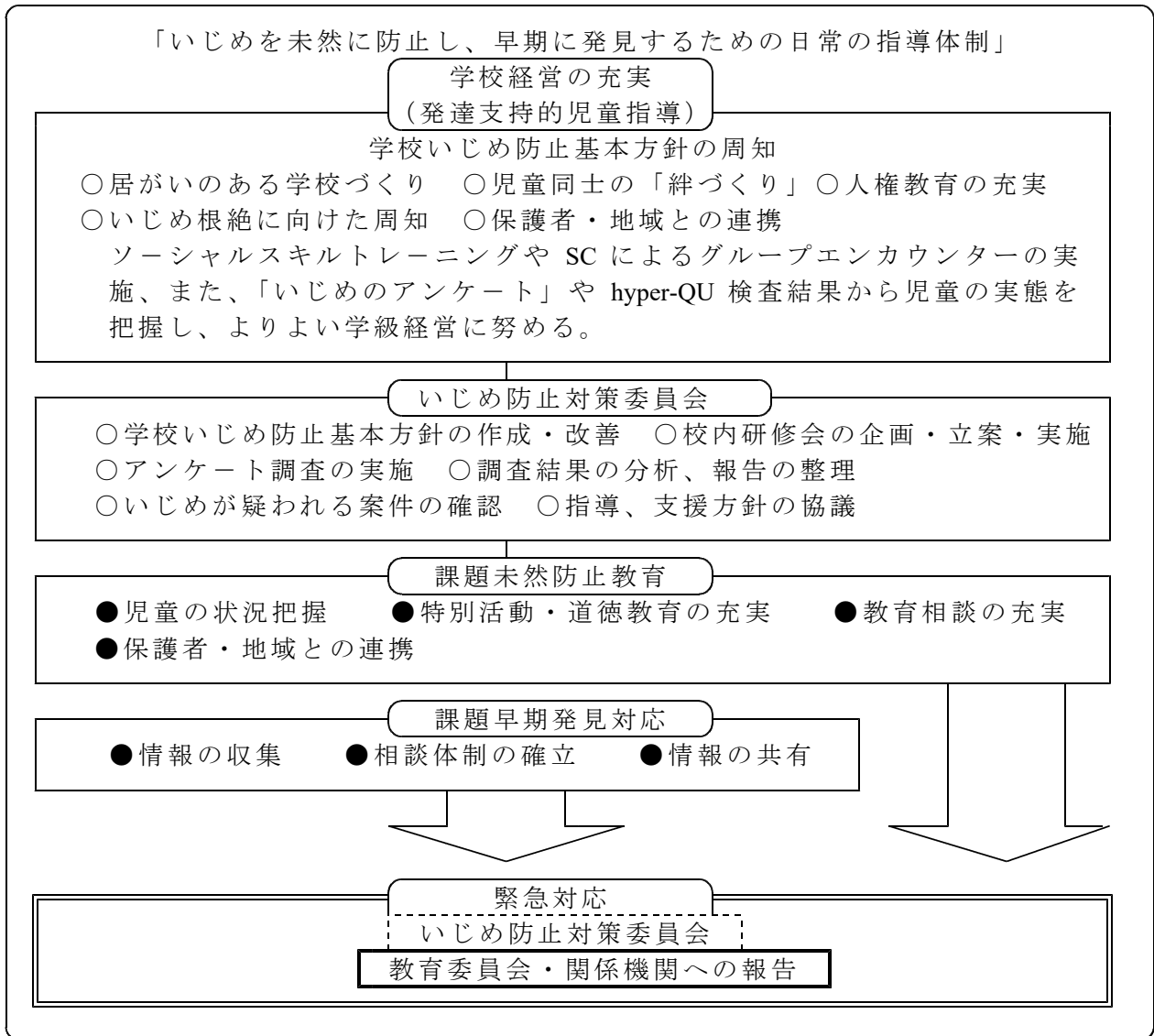
◇基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止基本方針についての検討</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに関わるアンケート実施</li> <li>○児童に関する情報共有</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き</li> <li>○学級目標・学級ルールづくり【学級活動】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ともだちタイム 毎週金曜日 朝の時間</li> <li>○いじめに関わるアンケート実施</li> <li>○たてわり班活動による人間関係づくり</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策についての啓発</li> <li>○家庭との連携</li> <li>○家庭との連携強化【学年懇談会】</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談アンケート実施</li> <li>○児童を語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談【学校生活の様子の把握】</li> <li>○行事を通じた人間関係づくり【臨海自然教室・宿泊学習】</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ hyper-QU 検査①</li> <li>○いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ hyper-QU 検査①</li> <li>○行事を通じた人間関係づくり【校外学習・修学旅行】</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己評価の実施</li> <li>○ hyper-QU 分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キャリアパスポート等による自己評価の実施</li> <li>○学級評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭との連携強化【個人懇談】</li> <li>○学級評価アンケート</li> </ul>
8月 9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事を通じた人間関係づくり</li> </ul>	

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
10月	○ hyper-QU 検査②	○行事を通した人間関係づくり 【運動会】  ○ hyper-QU 検査②	○いじめ対策についての啓発
11月	○教育相談アンケート実施	○教育相談 【学校生活の様子の把握】  ○行事を通した人間関係づくり 【学習発表会】	○学校評価の実施と活用
12月	○ hyper-QU 分析② ○自己評価の実施	○人権週間 ○行事を通した人間関係づくり【校外学習】  ○キャリアパスポート等による自己評価の実施	
1月	○いじめ防止対策委員会		○家庭との連携 【新入児保護者説明会】
2月	○児童を語る会	○行事を通した人間関係づくり 【スケート教室 ・6年生を送る会】  ○学校評価アンケート	○家庭との連携 【学年懇談会】  ○学校評価アンケート
3月	○年間の取り組みの検証と年間計画の作成	○キャリアパスポート等による自己評価の実施 ○行事を通した人間関係づくり【卒業式】	

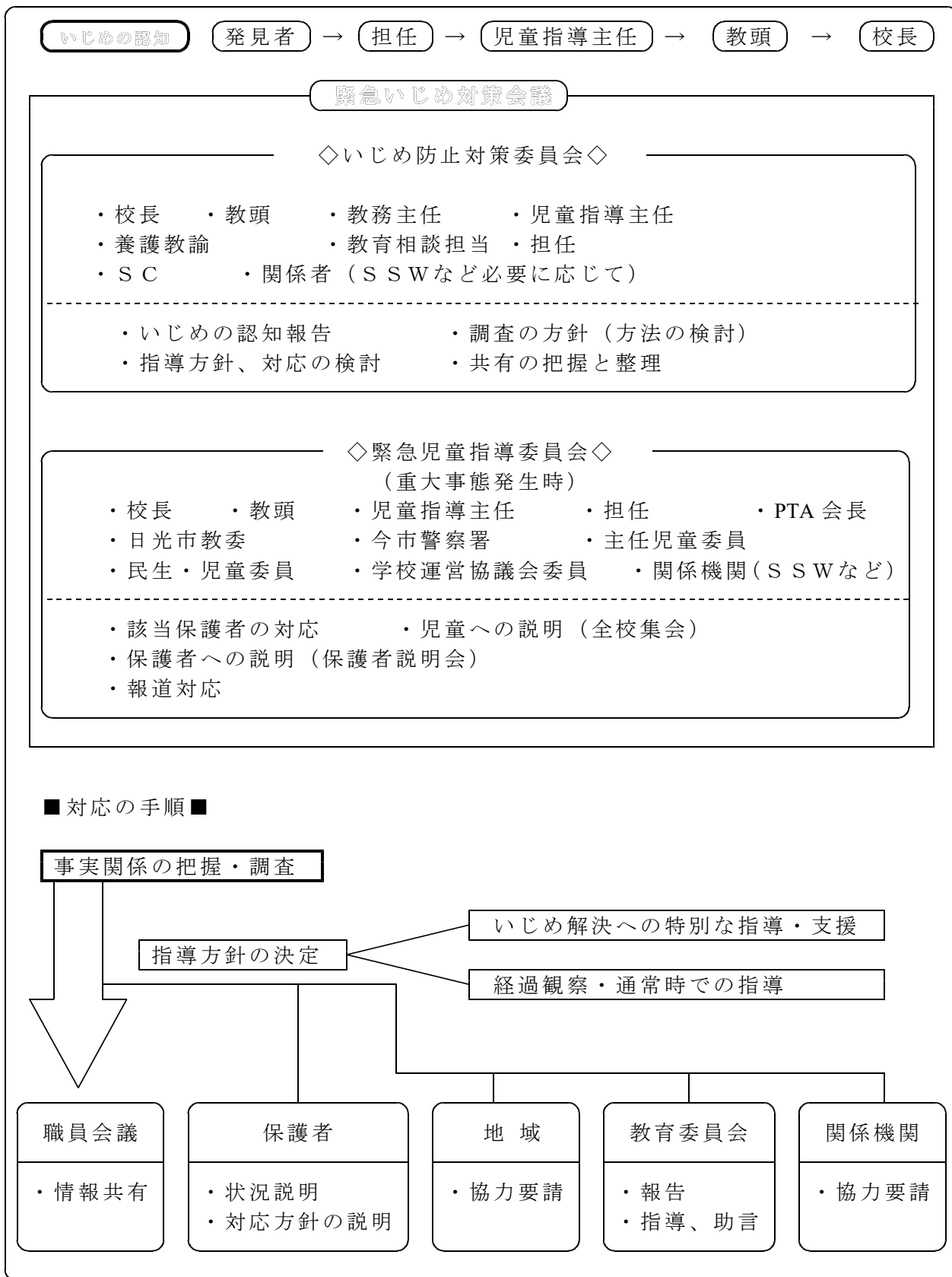


3 指導体制  
 (1) 日常指導体制



※相談窓口は、教育相談係とするが、児童が相談しやすいと思われる担任を含むブロックの先生方や人権教育担当なども含まれる。

(2) 緊急時の指導体制

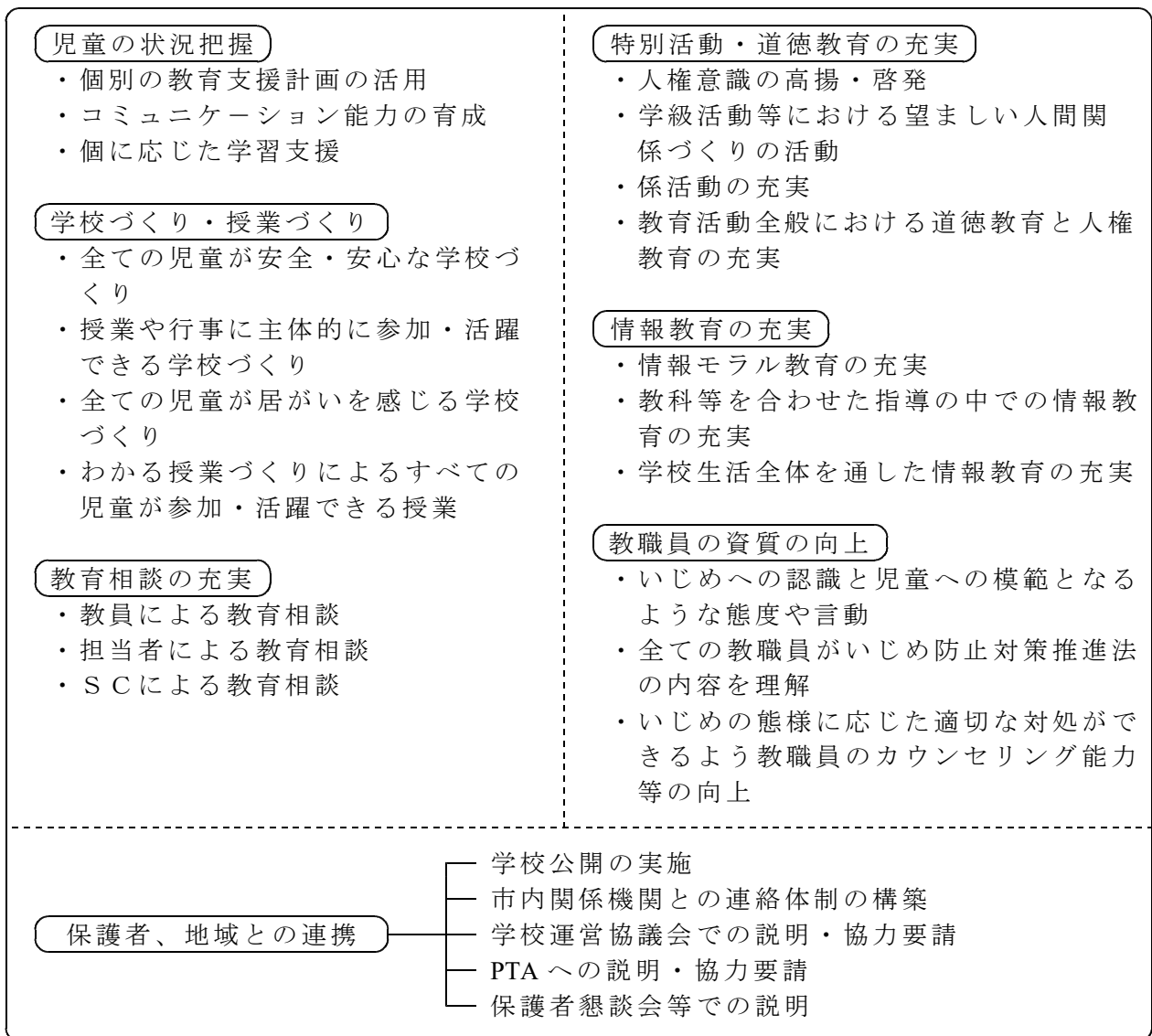


### Ⅲ いじめの予防等に関する基本的な考え方 いじめ防止のための取組

#### 1 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高めるために、発達支持的生徒指導を行う。

※発達支持的生徒指導とは、児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけを行うこと。



## 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。

また、いじめの早期発見のため、本校は、定期的ないじめに関するアンケート調査や教育相談の実施・電話相談窓口の周知を進めていく。また、いじめに関する具体的な事例を周知し、いじめ撲滅に対しての啓発を進めていく。昼休みの巡回や下校指導等を通して、日常的に児童の生活の様子を把握するとともに、問題行動等のある場合には、いつでも相談を受け入れる準備があることを示し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を守ることに努めていく。

## 3 いじめに対する早期対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように必要に応じて、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、日光市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

### 情報の収集

- ・教職員の観察からの気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・スクールカウンセラー等からの情報
- ・児童からの相談や訴え
- ・保護者からの相談や訴え
- ・アンケートの実施（毎月実施）
- ・各種調査からの気付き

### 情報の共有

- ・情報の整理、分析
- ・教職員への情報提供
- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・対象児童の状況
- ・進級時の引継ぎ

### 相談体制の確立

- ・相談体制の確立及び周知
- ・hyper-QU 検査結果の観察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・いじめ調査や学級担任による教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- ・全校児童のインターネットに関する使用状況を確認し、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

#### 4 いじめへの対応

##### (1) いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童の立場」で、継続的に支援することが重要である。また、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を防ぐため児童の心情を理解する。

- ・安全、安心を確保する。
- ・心のケアをする。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

##### (2) いじめている児童への対応

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめている児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている児童の苦痛に気付けるようにする。
- ・今後の生き方を考えられるようにする。

##### (3) いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

#### 5 関係集団への対応

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えられるようにする。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### 6 保護者への対応

##### (1) いじめられている児童の保護者に対して

- ・相談されたケースでは、複数の教員で対応し本校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童の保護者に対して

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・児童の行動が変わるよう教職員として協力していくことを伝える。
- ・保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等の対応

◇必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- ・対応者を十分に検討して対応に当たる。
- ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

7 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的対応をすることが重要である。

(1) 教育委員会との連携

- ・関係児童への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- ・関係機関との調整

(2) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害がある場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療・指導・助言

8 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする。掲示板、SNS等に特定の児童の個人情報（本人や知人などの写真などを含む）を掲載するなどがネットいじめであり、また犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリングの奨励

- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・「情報」における情報モラル教育の充実
- ・「総合的な学習の時間」「学級活動」の時間による情報モラル教育の充実
- ・帰りの会における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

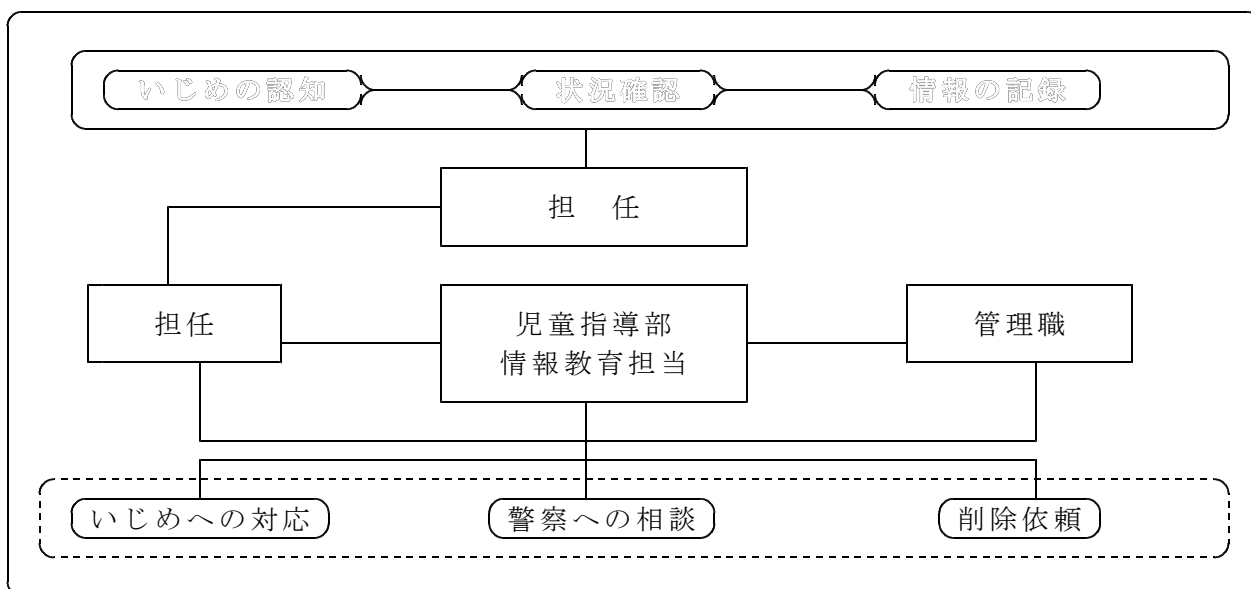
- ・ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめの把握

- ・保護者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対応



## IV 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 1 重大事態の意味について

(1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・いじめの事案で退学・転校した場合
- ・精神性の疾患を発生した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

(2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・一定期間、連続した欠席がある場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

### 2 重大事態への対応

(1) 重大事態が発生した場合は、日光市教育委員会に速やかに報告する。いじめ防止対策委員会を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・自立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

(2) 調査結果を日光市教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。

(3) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取り組みを進める。

(4) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。

(5) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### 3 関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進

ア 保護者には学校だより・学年通信を通して、学校での取組や相談機関の紹介を行う。

イ 民生・児童委員との連携

ウ PTAとの連携



PTA 本部と情報の共有及び協力依頼

(2) 関係機関との連携の推進

- ア 警察署少年係と触法行為に係わる事象について連携
- イ 児童相談所・警察・スクールサポーターとの連携と、各種相談機関に関する保護者への啓発活動
- ウ SCやSSW、教室相談員等の有効活用と、別室登校の児童への全校体制でのサポート
- エ 不登校児童の学習の場としての教育支援センターとの密な連携や連絡